

# 紛争鉱物調査における 統一フォーマット「CMRT」の書き方

## CMRT Rev.6.01

2020年6月  
一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)  
責任ある鉱物調達検討会

### 【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。  
責任ある鉱物調達対応におけるRMIの統一フォーマットについて、なるべく正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

# 目次

- 1. 紛争鉱物調査について**
- 2. CMRT Rev.6.01概要と今回の変更点**
- 3. CMRT記入要領**
  - 3.1 Declaration シート**
  - 3.2 Smelter List シート**
  - 3.3 Product List シート**
  - 3.4 Checker シート**
- 4. RMIウェブサイトの活用方法**
- 付録：紛争鉱物調査関連の略語**

# 1. 紛争鉱物調査について -背景-

紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)調査とは、  
米国金融規制改革法(通称**ドッド・フランク法** : DFA)に基づき、  
米国上場企業に対し、2013年5月以降、  
自社製品に使用される**紛争鉱物**<sup>#1</sup>が、  
**対象国**<sup>#2</sup>における**武装勢力の資金源**となっているかを把握し、  
年次での情報開示を義務付けたことに起因する調査。

#1 紛争鉱物(**3TG**): 下記4金属(産出地には関係なく称する)  
**T**antalum(タンタル), **T**in(スズ), **T**ungsten(タングステン), **G**old(金)

#2 **コンゴ民主共和国(DRC)**及び周辺9ヶ国

EUにおいても、**EU紛争鉱物規制**として、2021年1月から、  
EU内に**紛争鉱物**を、**鉱石や未加工金属**として輸入する企業に対し、  
紛争地域および高リスク地域(**CAHRAs**<sup>#3</sup>)と定義される地域で、  
**OECD(経済協力開発機構) Annex II リスク**<sup>#4</sup>に関係しているかを把握し、  
年次での報告書提出を義務付けたため、この観点でも調査が必要。

#3, #4 次ページ以降参照

# 1. 紛争鉱物調査について –OECD Annex II Risk–

OECD Annex II リスクとは、OECDが発行した「**紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス**」<sup>#1</sup>の附属書Ⅱに書かれたリスク。  
(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas <sup>#1</sup>)

OECD Annex II Risk:

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した**人権侵害**（児童労働など）
2. **非政府武装集団**に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による**不法行為**（みかじめ料）
4. **贈収賄**および鉱物原産地の詐称
5. **資金洗浄(マネーロンダリング)**
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（**脱税**）

<sup>#1</sup> 下記外務省のHPからダウンロード可能(第三版仮訳)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

なお、OECDのホームページでは、2020/5/25現在、英語版(official)は最新の第三版になっているが、日本語版は初版のままであるので、要注意。

# 1. 紛争鉱物調査について –CAHRAs–

紛争地域及び高リスク地域 (CAHRAs<sup>#1</sup>)は、

武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあるれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

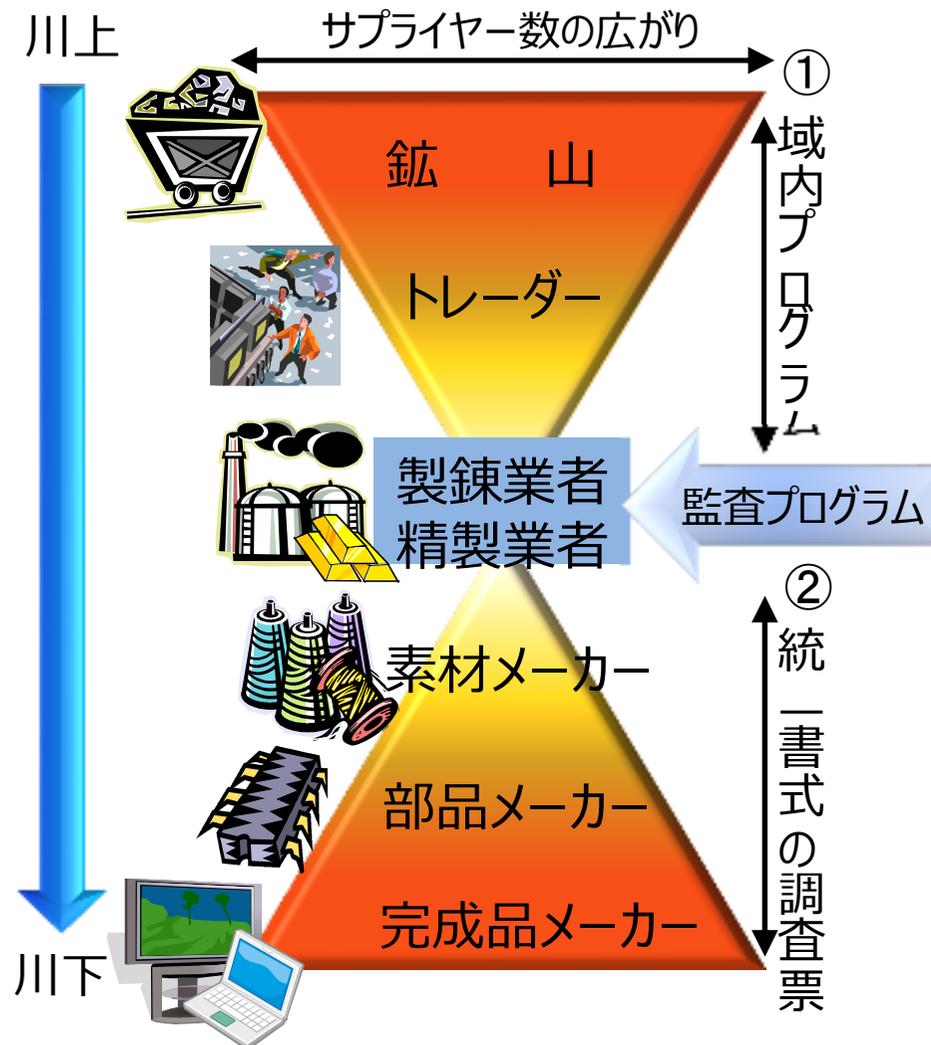
高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

ただし、上記は概念であり、EUは、2020/5/25時点、具体的にどこの地域が対象かは明確にしていない。一方、RMI<sup>#2</sup>は、少なくとも、DFAにおける対象国はCAHRAsと規定している。

#1 CAHRAs : Conflict-Affected and High-Risk Areas

#2 RMI : Responsible Minerals Initiative

# 1. 紛争鉱物調査について -業界標準調査プログラム-



個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生



調査プログラム

長いサプライチェーン階層の中で、比較的数量が少ない製錬業者の上下で2つに分け、調査の効率化を図る。

- ・ 製錬業者から川上は、域内プログラム (RMAP<sup>#1</sup>)により製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定
- ・ 製錬業者から川下は、調査票を統一 (CMRT<sup>#2</sup>)し、調査を効率化

#1 RMAP (Responsible Minerals Assurance Process)は、RMIによる責任ある鉱物保証プロセス

#2 CMRT (Conflict Minerals Reporting Template)は、RMIが毎年改定して発行する共通フォーマット

# 1. 紛争鉱物調査について –多くの日本企業の場合–

米国に**非上場**の企業は、DFAに基づく情報開示義務はないものの、**顧客の要請に従い**、自社製品における紛争鉱物調査を行い、報告する必要が生じている。現在のサプライチェーンは、全世界に広がっているため、製造業を始めとする多くの企業が、本調査に関わっている。

一方、EU規制は、EUに鉱石や未加工金属を輸入する企業が対象のため、**関係する日本企業は限られている**ものの、EUは、輸入業者より川下の企業の対応が乏しい場合、2023年のレビュー時に、川下企業も報告義務対象に加えることも明言しており、注意が必要である。

また、**RMAPの監査プロトコル**は、2019年1月から、下記の鉱物、リスク、地域を対象とした2017年版監査基準に変わっており、これに準拠できない製錬業者は、RMAP認定 (Conformant) を取れないこととなる。

この場合、**顧客から、サプライチェーンから排除するよう要請されるケース**がある。従って、現在は、下記の2017年版基準で調査していく必要がある。

監査基準	2013年版	2017年版
対象鉱物	3TG (タンタル、スズ、タングステン、金)	同左
対象リスク	武装勢力の資金源	OECD ANNEX II
対象地域	対象国 (DRC+9ヶ国)	CAHRAs

# 1. 紛争鉱物調査について -加速する「責任ある鉱物調達」-

サプライチェーン透明性確保の義務化

## 4. 対象リスク・鉱物の更なる拡大／情報開示の義務化

- ・EU規則の見直し（2023年）
- ・ESGリスクへの拡大
- ・雲母（マイカ）の動向

2021年～？

## 3. 新たなリスク/鉱物への対応（責任ある鉱物調達へ）

- ・CAHRAs
- ・OECD Annex II リスク
- ・コバルト対応

2017年  
EU紛争鉱物規則成立  
2021年適用

## 2. 紛争鉱物管理体制の確立

- ・対応方針の策定
- ・デュー・ディリジェンス（DD）の実施
- ・DDに基づく是正措置の実行

2011年  
OECD DDガイダンス  
発行

## 1. 使用する製錬所の明確化と報告

- ・自社製品に含まれる3TGの調査
- ・川上へのCMRTの展開
- ・川下への情報公開

2010年  
米国ドッド・フランク法  
成立

ESG対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

調査を通じて、「責任ある鉱物調達」対応を積み重ねてきた。  
現在、そしてこれからはどうなっていくのか？

# 1. 紛争鉱物調査について -今後のトレンド（リスク拡大イメージ）-

ESGリスクの拡大	その他ESGリスク								
	環境破壊								
	児童労働など人権問題					DRC			
	武装勢力への資金供与 (DRC及び周辺国以外)								
	武装勢力への資金供与 (DRC及び周辺国)	DRC	DRC	DRC	DRC				
	ESGリスク								
	鉱物	金	錫	タンタル	タングステン	コバルト	マイカ	グラファイト	....

EU規則

ボリビアの人権侵害

ミャンマー UWSA

DRC

インド、マダガスカルを NGOが調査

従来の枠組み (DF法)

**RMAP監査プロトコル変更**

- Annex IIリスクを対象
- CAHRAsを対象
- OFAC規制等制裁の確認

対象鉱物の拡大

企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき  
 鉱物／地域／リスクは今後も拡大する方向

# 1. 紛争鉱物調査について –RMIによるSSN状況–

2020/5/13時点で、RMIが**S**tandard **S**melter **N**ame (標準的製錬業者)と認識している数と認定取得状況。  
ただし、世界中の製錬業者をカバーしているものではない。

## タンタル Ta

SSN total : 40社  
Conformant : 40社 (100%)  
(内、RMAP監査新基準合格:21社)  
Active : 0社

## スズ Sn

SSN total : 92社  
Conformant : 78社 (85%)  
(内、RMAP監査新基準合格:15社)  
Active : 1社

## タングステン W

SSN total : 53社  
Conformant : 43社 (81%)  
(内、RMAP監査新基準合格:12社)  
Active : 5社

## 金 Au

SSN total : 167社  
Conformant : 107社 (64%)  
(内、RMAP監査新基準合格:75社)  
Active : 1社

**新基準とは**、RMAP認定監査において、2019年1月から全面適用になった  
2017年版監査基準 (3TG, OECD Annex IIリスク, CAHRAs)

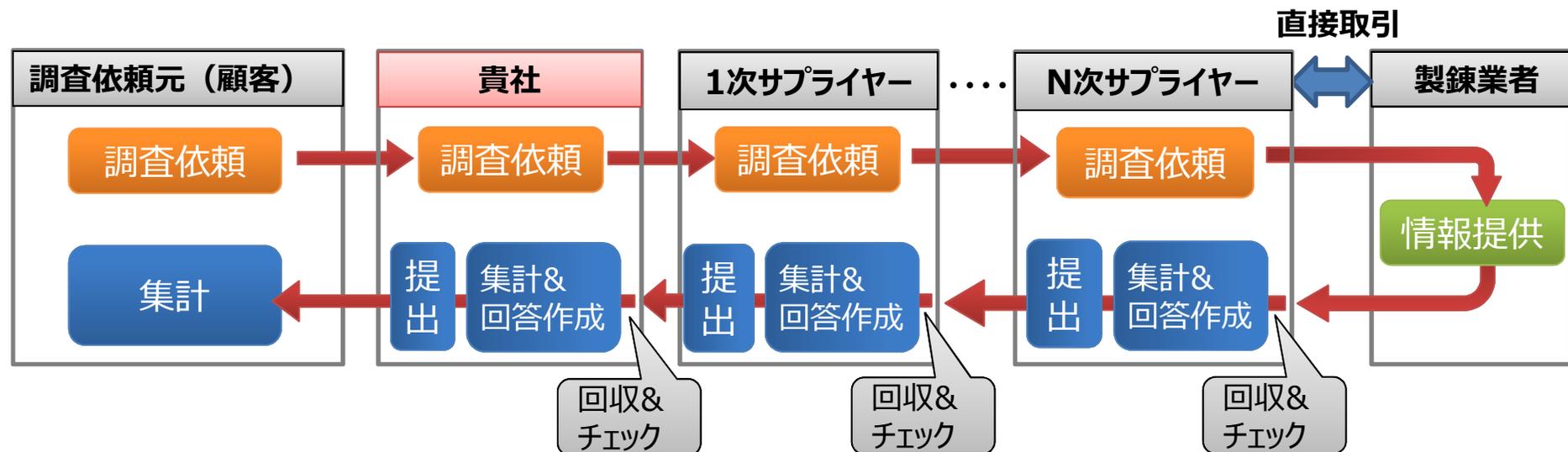
# 1. 紛争鉱物調査について –調査の流れ–

製錬業者より川下の企業における調査の流れは、

- ① 自社の一次サプライヤーに調査（CMRT作成）を依頼し、
- ② 更に順に、川上の二次・・・N次のサプライヤーを辿って依頼し、
- ③ 製錬業者まで、調査依頼を届ける。

作成した回答(CMRT)は、逆に、

- ④ 製錬業者が直接の顧客に提出し、
- ⑤ 更に順に、各企業は必要に応じ複数のCMRTを集計後、自社CMRTを作成し、直接の顧客に提出し、
- ⑥ 調査依頼元である顧客に提出する。



## 2. CMRT Rev.6.01概要 –構成–

### CMRTは8つのシートで構成されているエクセル

Revision, Instruction, Definitions, Declaration, Smelter List, Checker, Product List, Smelter Look-up  
 (各シートの役割については次頁を参照)

**Conflict Minerals Reporting Template (CMRT)**

Select Language Preference Here: [日本語](#) [英語](#)  
 言語の選択可

日本語 Japanese

Revision 6.01  
 May 19, 2020  
 Revision確認要

この文書は製品に使用される銅、タンタル、タングスタム、金の調達先情報を収集すること多目的としています。

必須項目は (\*) で表示。各質問の回答方法については、「指示」タブも参照してください。

会社情報

会社名(\*): [Redacted]  
 申告範囲又はクラス(\*): [Redacted]

申告範囲の説明:

会社固有の識別番号:  
 会社固有の識別番号の発行元:  
 (住所):  
 連絡先担当者(\*): [Redacted]  
 連絡先担当者の電子メール(\*): [Redacted]  
 連絡先担当者の電話番号(\*): [Redacted]

回答責任者名(\*): [Redacted]  
 回答責任者の役職:  
 回答責任者の電子メール(\*): [Redacted]  
 回答責任者の電話番号:  
 住所(\*): [Redacted]

Revision | Instructions | Definitions | Declaration | Smelter List | Checker | Product List | Smelter Look-up

記入項目があるシートは、Declaration, Smelter List, Product List の3つ。

## 2. CMRT Rev.6.01概要 –各シートの役割–

Revision | Instructions | Definitions | Declaration | Smelter List | Checker | Product List | Smelter Look-up

### 各シートの役割

- Revision : 改訂記録
- Instruction : 背景、記入要領の説明
- Definitions : 用語の定義
- **Declaration** : 会社情報、質問1～8、質問A～H <記入必須>
- **Smelter List** : 製錬業者記入表 <記入要の場合有<sup>#1</sup>>
- **Checker** : 入力不足のチェック機能 <チェック要<sup>#2</sup>>
- **Product List** : 対象となる製品リスト記入表 <記入要の場合有<sup>#3</sup>>
- Smelter Look-up : 製錬業者リスト<sup>#4</sup>  
(CMRT発行時の製錬業者名一覧表)

### 注意点

- #1 Declarationの質問2が、“Yes”となる鉱物に関しては記入必要
- #2 Checkerシートで赤く残っている項目は、未入力部であり記入必要
- #3 申告範囲が、“B: Product”の場合は記入必要
- #4 本リストは、CMRT発行時点における製錬業者の一覧。  
最新版はRMI HPで確認可能

※ 記入に際しては、InstructionやDefinitionsも参考にご覧ください。

## 2. CMRT Rev.6.01への変更点

DFAだけでなく、EU規制にも対応させるため、2020/5/19発行の **Rev.6.01** #<sup>1</sup> では下記の変更あり。

#1 2020/5/13に、一旦、Rev.6.0が発されたが、バグがあったため、直ぐに改定された。

Declaration : (Rev.5.12との比較)

- 会社情報における、「回答責任者の電話番号」が必須から**任意**へ
- **質問4**として、「**CAHRAsを原産地としているか**」が追加  
(以下、質問番号が1つずつ繰り下がり)
- 質問Aが、「**責任ある鉱物調達方針**」に変更
- 質問Bの英文が、「responsible minerals」に変更 (日本語に変更なし)
- 質問C(一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか?)が**削除**  
(以下、質問アルファベットが1つずつ繰り上がり)
- 質問EがDとなり、「**責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス**#<sup>2</sup>」に変更
- 質問 IがHとなり、「SECに」が削除され、選択肢も**SECとEU**がそれぞれ選べるように変更

#2 **デュー・ディリジェンス**(Due Diligence : **DD**)とは、**リスク査定**。  
サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に前述の各種リスクがあるかどうかを確認し、問題が確認されたときには是正する活動。  
サプライヤーから受領したCMRTをチェック/査定する事もその一つ。

# 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート 構成

The image shows a screenshot of the Conflict Minerals Reporting Template (CMRT) form. The form is titled "Conflict Minerals Reporting Template (CMRT)" and includes the JEITA logo. It is divided into three main sections, each highlighted with a red border and a corresponding letter in a circle:

- Section A:** The top section, containing 14 questions related to company information.
- Section B:** The middle section, containing 8 questions related to the usage of conflict minerals (3TG).
- Section C:** The bottom section, containing 8 questions related to the company's policies and procedures for conflict minerals.

Declarationシートは、3つのブロックで構成されている。

- ① 貴社の**会社情報等**に関する質問  
(14項目)
- ② 貴社の**紛争鉱物(3TG)の使用状況**に関する質問  
(一次サプライヤー情報の纏め)  
(8問)
- ③ 貴社の**責任ある鉱物調達**に関する**方針・取組み等**に関する質問  
(8問)

# 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ①会社情報

会社情報	
1	会社名(*):
2	申告範囲又はクラス(*):
3	申告範囲の説明:
4	会社固有の識別番号:
5	会社固有の識別番号の発行元:
6	住所:
7	連絡先担当者名(*):
8	連絡先担当者の電子メール(*):
9	連絡先担当者の電話番号(*):
10	回答責任者名(*):
11	回答責任者の役職:
12	回答責任者の電子メール(*):
13	回答責任者の電話番号:
14	記入日(*):

項目に(\*)がある欄は入力必須(黄色部)

プルダウンにより、A～Cのいずれかを選択。申告範囲は、報告側(貴社)が決められるが、顧客が指定してくるケースもあり。

DD-MMM-YYYY 形式  
例： 01-May-2020

- A. Company : 貴社の**全製品**に適用
- B. Product : **一部の製品**のみに適用  
→ Product List Sheetに記載要(次頁参照)
- C. User defined : 貴社が決めた**範囲の製品群**に適用  
→ 「申告範囲の説明」欄に、対象とする製品群について具体的に記載

# 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ①会社情報

**B. Product (or List of Product)** を選ぶと、下図のように、項目が、「この申告に適用……………移動して入力」に変わり、「B. Product」の下に、「[こちらをクリックして、……………](#)」が現れる。

		会社情報
	会社名(*):	
	申告範囲又はクラス(*):	B. Product (or List of Products) ▼
この申告に適用される製品は製品一覧表(Product List)のシートに移動して入力		<a href="#">こちらをクリックして、この申告が該当する製品を入力してください</a>

この部分をクリックすると、Product List Sheetに飛ぶので、製造者の製品番号などを入力する（詳細は後述）。

「Declaration (申告)」シートの申告範囲で「製品 (又は製品リスト)」レベルを選択した場合のみ記入が必須となります

Click here to return to Declaration tab

製造者の製品番号(*)	製造者の製品名	備考

© 2019 Responsible Minerals Initiative. All rights reserved.

Revision
Instructions
Definitions
Declaration
Smelter List
Checker
Product List
Smelter Look-up

# 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

各質問、3TGそれぞれの金属に対し、プルダウンから選び、回答。なお、質問1)で「No」と回答した金属は、質問2)以降への回答は不要。質問1)が「Yes」でも、質問2)で「No」と回答した金属は、質問3)以降の回答は不要。

上記の申告範囲にもとづいて、以下の1~8の質問にお答えください			
1) 製品自体や製造過程で、3TGが意図的に添加又は使用されていますか？ [1]	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
2) 3TGは製品に残留していますか？ (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？ [REG.別添、表紙サブを参照] (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
4) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、紛争地域及び高リスク地域を3TGの原産地としていますか？ (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
5) 3TG (貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの) は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
6) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？ (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
7) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？ (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			
8) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？ (*)	回答	Yes	No
	タンタル(*)		
	銅(*)		
	金(*)		
タングステン(*)			

- 1) 製品自体や製造過程で、**3TG**が意図的に添加又は使用されていますか？
- 2) **3TG**は製品に残留していますか？
- 3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を**3TG**の原産地としていますか？
- 4) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、紛争地域及び高リスク地域を**3TG**の原産地としていますか？ (新たに追加された質問)
- 5) **3TG** (貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの) は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？
- 6) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？
- 7) 貴社のサプライチェーンに**3TG**を供給する製錬業者を全て特定しましたか？
- 8) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

1) 製品自体や製造過程で、3TGが意図的に添加又は使用されていますか？

**Yes** : 3TGが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「**Yes**」となる。

**No** : 3TGを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「**No**」となる。

※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、**1社でもYes**があれば、**Yes**となる。

※ **No**と回答した場合、質問2以降の回答は不要(グレイアウトされる)。

製品の仕様や機能上必要とする例：

- ・金又はタングステン合金を使用した部品によって組み立てられた製品
- ・塗料又は合成樹脂の添加物として使用される錫
- ・ガラスのコーティング剤として使用されるスタナン（錫化合物）

生産プロセスで必要とする例：

- ・**触媒**として使用されるスタニン（すなわち錫）
- ・フロートガラスの錫
- ・溶接棒として使用されるタンタル化合物等

調査対象外：

- ・**生産設備**は、完成品に残留しないため調査対象外。切削加工におけるタングステン カーバイト ブレードや、ドリルビットは生産設備であり対象外。
- ・**梱包材**も、最終顧客が製品として使用しないため調査対象外。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

2) 3TGは製品に**残留**していますか？

**Yes** : 3TGが、製品内に残留している場合。

**No** : 3TGが、製品内に残留していない場合。

- ※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、**1社でもYes**があれば、**Yes**となる。
- ※ **Yes**と回答した場合、Smelter Listシートへの記入必須。
- ※ **No**と回答した場合、質問3以降の回答は不要(グレーアウトされる)。

製品の仕様や機能上必要で添加した場合は、当然、製品内に残留するため、「**Yes**」となる。

また、生産プロセスで使用した触媒の錫、フロートガラスの錫、溶接棒のタンタルなどが、製品内に残留する場合は、「**Yes**」となる。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者の**いずれかが**、**対象国**を3TGの原産地としていますか？

- Yes :** 1つの製錬業者でも、対象国を原産地としている場合。
- No :** 全ての製錬業者が、対象国を原産地としていない場合。
- Unknown :** 対象国を原産地としているか不明な場合。

- ※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、**1社でもYes**があれば、**Yes**となる。
- ※ 対象国： DRC及び周辺国9カ国

「Yes」と回答した場合は、備考欄にそれを実証する情報を記入してください。  
 例えば、**該当する製錬業者名**や**CID番号**があれば、第三者認定状況がわかり有用ですし、原産国もあれば、RCOI(合理的な原産国問合せ)に対し有用になります。  
 貴社が受領したCMRTの質問3が「Yes」にも関わらず、備考欄に何も記載がない場合は、**具体的情報の記載を要求**してください。

3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？ (SEC用語。定義タブを参照) (*)		回答	備考
タンタル(*)	No		
錫(*)	Yes		CID987654(DRC), CID111111(Rwanda)
金(*)	Yes		CID123456, CID000999
タングステン(*)	Yes		

記入例

要記入

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

4) 貴社サプライチェーン内の製錬業者の**いずれかが**、**紛争地域及び高リスク地域**を3TGの原産地としていますか？

**Yes :** 1つの製錬業者でも、CAHRAsを原産地としている場合。  
RMIでは、少なくとも対象国(DRC及び周辺9ヶ国)はCAHRAsと規定しているので、質問3を「**Yes**」とすれば、この回答も「**Yes**」となる。

**No :** 全ての製錬業者が、CAHRAsを原産地としていない場合。

**Unknown :** CAHRAsを原産地としているか不明な場合。  
(EUのCAHRAsリストが公表されるまでは、質問3が「**Yes**」でなければ、この「**Unknown**」回答も合理的と見做される)

※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、**1社でもYes**があれば、**Yes**となる。

※ 紛争地域及び高リスク地域：CAHRAs (Conflict-Affected and High-Risk Areas)

「Yes」と回答した場合は、備考欄にそれを実証する情報を記入してください。

例えば、**該当する製錬業者名**や**CID番号**があれば、第三者認定状況がわかり有用ですし、原産国もあれば、RCOI(合理的な原産国問合せ)に対し有用になります。

貴社が受領したCMRTの質問4が「Yes」にも関わらず、備考欄に何も記載がない場合は、具体的情報の記載を要求してください。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

5) 3TG（貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの）は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？

**Yes** : 再生利用品又はスクラップ起源から100%調達されている場合。

**No** : 一部でも、天然資源（採鉱された資源）から調達されている場合。

**Unknown** : 一部でも、起源が不明の場合。

※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、**1社でもNo**があれば、**No**となる。  
全てのCMRTが**Yes**の場合のみ、**Yes**となる。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

6) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？

調査対象サプライヤーからの回答受領率に従って、選択肢から選ぶ。

- 100% : 全サプライヤーから受領
- Greater than 90% : 90%超のサプライヤーから受領
- Greater than 75% : 75%超のサプライヤーから受領
- Greater than 50% : 50%超のサプライヤーから受領
- 50% or less : 50%以下のサプライヤーから受領
- None : サプライヤーからの受領なし

※ サプライヤーから受領したCMRTの質問6の回答内容には無関係。

調査対象外となるサプライヤー :

- 設備、工具、消耗品など、調査対象外のモノのサプライヤー
- 3TGが含まれていないことが明らかになっている部品/材料のサプライヤー

留意点 : 回答受領率が100%になるまで、調査を継続する必要がある。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

7) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？

**Yes** : サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

**No** : サプライチェーン上で、1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

下記4項目全てに合致している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ① 貴社が調査対象とする全ての会社からCMRTを受領  
(= 貴社の質問6の回答が“100%”となる)
- ② 受領した全てのCMRTの質問6の回答が“100%”
- ③ 受領した全てのCMRTの質問7の回答が“Yes”と回答している
- ④ 受領した全てのCMRTの質問8の回答が“Yes”と回答している

※ 本質問が「No」回答 (=全ての製錬業者を特定できていない) の場合、顧客から「Yes」化への推進、及びその期限提示を求められるケースがあります。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ③3TG使用状況

8) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

**Yes** : 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

**No** : 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

※ サプライヤーから受領したCMRTの質問8の回答には無関係。

通常は、「**Yes**」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告していない場合は、「**No**」となります。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

貴社の責任ある鉱物調達に関する方針・取組み等に関し、プルダウンから選び、回答ください。全8問です。

質問	回答
A. 責任ある鉱物調達方針を確定しましたか？ (*)	<input type="checkbox"/>
B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか？ (回答が「はい」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する) (*)	<input type="checkbox"/>
C. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？ (*)	<input type="checkbox"/>
D. 責任ある鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？ (*)	<input type="checkbox"/>
E. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか？ (*)	<input type="checkbox"/>
F. サプライヤーからのデューデリジェンス情報を、貴社の期待を基に検証していますか？ (*)	<input type="checkbox"/>
G. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？ (*)	<input type="checkbox"/>
H. 貴社は、SECに紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？ (*)	<input type="checkbox"/>

Rev.5.12における質問Cは削除。  
その他、赤字部分が変更点。

サプライヤーから受領したCMRTの  
内容とは無関係。

- A. 責任ある鉱物調達方針を確定しましたか？
- B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか？
- C. ~~一次サプライヤー~~に対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？ (@Rev.5.12)
- C. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデュー・デリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？
- D. 責任ある鉱物調達のためのデュー・デリジェンス対策を実施していますか？
- E. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか？
- F. サプライヤーからのデュー・デリジェンス情報を、貴社の期待を基に検証していますか？
- G. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？
- H. 貴社は、紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？ (「SECに」が削除。選択肢変更)

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

#### A. 責任ある鉱物調達方針を確定しましたか？

**Yes** : 貴社が責任ある鉱物調達方針を確定した場合。

**No** : 貴社が責任ある鉱物調達方針を確定していない場合。

「**Yes**」回答するには、責任ある鉱物調達方針に、下記項目を全て記載した上、最低限、( )内に示す事項を含めてください。

- \* 対象となる鉱物 (3TG)
- \* 対象とするリスク (OECD Annex II リスク)
- \* 対象とする地域 (CAHRAs)
- \* リスク判明時の対応方法

---

#### B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか？

(回答が「**Yes**」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する)

**Yes** : 公開しているHPに責任ある鉱物調達方針を掲載している場合。

**No** : HPが無いが、又は掲載していない場合。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

C. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデュー・ディリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？

**Yes** : 取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、RMI又はその他の独立第三者の監査プログラム\*により検証された製錬業者から調達することを要求している場合。

**No** : 直接（一次）サプライヤーに、何も要求（明示）していない場合。

\*独立第三者監査プログラムには、下記等がある。

ロンドン貴金属市場協会 (LBMA)、責任あるジュエリー協議会 (RJC)

顧客によっては、「サプライチェーン上の全製錬業者に、RMAP Conformant を取るよう働きかけ、取らない場合は、当該製錬業者をサプライチェーンから外す事」と、強く要求してくる場合があります。

サプライヤーから受け取ったCMRTに、RMAP Conformant 未取得の製錬業者が記載されている場合、サプライチェーンを通じて、当該製錬業者にその旨を伝え、RMAP Conformant を取得するよう働きかけることをお勧めします。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

D. 責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス対策を実施していますか？

**Yes** : 下記事例のようなデュー・ディリジェンス(DD)対策を実施している場合。

**No** : DD対策を実施していない場合。

**Yes**の事例 :

- ・サプライヤーから受領したCMRTから、リスクを明確にして評価している。  
⇒例えば、受領率、Smelter List情報の精度でランク付けする等。
- ・認識されたリスクに対応する戦略を立案し実行している。  
⇒例えば、A～Hの質問への回答状況から、アクションルールを決め実行する。
- ・武装勢力との関連が判明した場合には、その対応を予め文書などでサプライヤーと確認し、合意している。

※ デュー・ディリジェンス

リスク査定のこと。サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などのリスクの有無を確認し、問題が確認された時には是正する活動。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

E. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか？

**Yes (IPC-1755):** サプライヤーに、**CMRT**を使用して調査依頼している場合。

**Yes (other format):** サプライヤーに、**CMRT以外の様式**を用いて調査依頼している場合。（この場合は、備考欄にコメント記入要）

**No :** サプライヤーから紛争鉱物のデュー・ディリジェンス情報を収集していない場合。

※ IPC-1755 : 紛争鉱物に関するデータ転送規格で、紛争鉱物調査の調査項目を定義している。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

F. サプライヤーからのデュー・ディリジェンス情報を、貴社の期待を基に検証していますか？

**Yes** : サプライヤーから受領したCMRT(DD情報)を検証するプロセスがある場合。

**No** : サプライヤーから受領したCMRT(DD情報)を検証していない場合。

検証プロセスの例：

- ・サプライヤーから受領したCMRT情報の正確性、及び完全性を検証する。
- ・サプライヤーが責任ある鉱物調達に対する方針を有しているか否かや、質問C～Hの回答内容から、取組み方を検証する。
- ・Smelter Listに掲載された製錬業者の認定取得状況を評価する。

#### ✓ポイント

サプライヤーからの回答を受け取ったままにせず、中身を検証することが肝要です。もし、リスクがあると考えた場合、サプライチェーンを通じてそれを確認したり、Web等を用いて調査することが検証になります。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

G. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？

**Yes :** 下記に示すような是正措置管理プロセスが有る場合。

**No :** 是正措置管理プロセスがない場合。

是正措置管理の例：

- ・サプライヤーが、責任ある鉱物調達に関する方針を定めていない場合は、方針の策定を促す。
- ・ Smelter Listに掲載された製錬業者が、認定未取得の場合は、サプライチェーンを遡って、RMAP監査プロトコル受審を促す。
- ・質問Fにより定めた検証基準による評価の結果、評点が低かったサプライヤーに、その評価項目の改善を求める。

### 3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

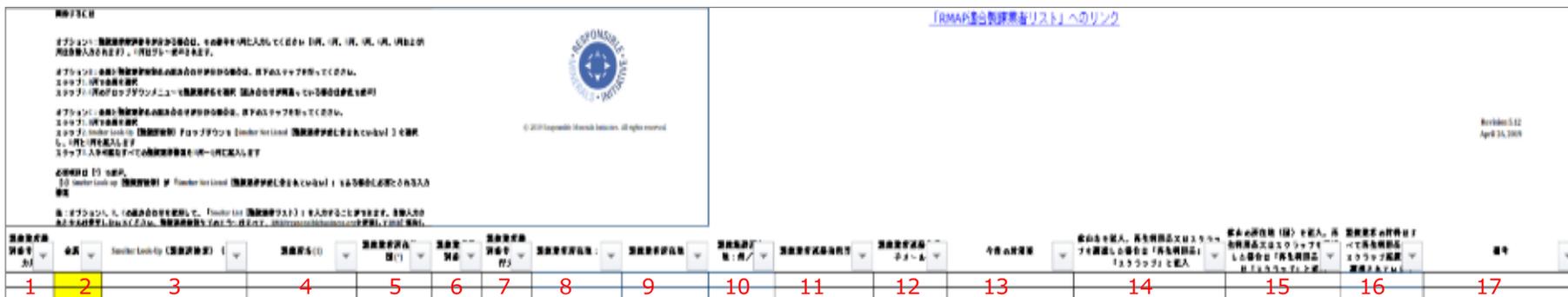
H. 貴社は、紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？

- Yes, with the SEC : SEC（米国証券取引所）に上場している場合。
- Yes, with the EU : EU規制の報告対象企業の場合。
- Yes, with the SEC and EU : SECとEU規制、共に報告対象の場合。
- No : どちらも報告対象でない場合。

多くの日本企業は、「No」になるかと思います。

# 3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート ー構成ー

Smelter Listは、貴社のサプライチェーン上にある全製錬業者に関する情報を入力するシートで、17項目ある。



- 1. 製錬業者識別番号の入力列
- 2. 金属 (\*)
- 3. Smelter Look-Up (製錬所検索) (\*)
- 4. 製錬所名(1)
- 5. 製錬業者所在地：国(\*)
- 6. 製錬業者識別番号
- 7. 製錬業者識別番号の発行元
- 8. 製錬業者所在地：番地
- 9. 製錬業者所在地：市
- 10. 製錬施設所在地：州／県
- 11. 製錬業者連絡先担当者名
- 12. 製錬業者連絡先電子メール
- 13. 今後の対策案
- 14. 鉱山名又は「再生利用品」、「スクラップ」と記入
- 15. 鉱山の所在地 (国) 又は「再生利用品」、「スクラップ」と記入
- 16. 製錬業者の材料はすべて再生利用品又はスクラップ起源から調達されていますか？
- 17. 備考

(\*) : 入力必須項目

3. Smelter Look-Up : 製錬所の通称名等から、標準的製錬業者名を選び出す機能

### 3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート ー構成ー

Smelter Listに記入する前、以下の準備をしてください。

- ✓ 受領した全CMRTに記載のSmelterを全てリストアップ
- ✓ CID番号などで、**重複を削除**（名寄せ行為）
- ✓ CID番号が付与されていない非SSNが入っている場合、Webサイトなどにより、実際に稼働している**製錬業者かどうか**を確認（DD行為）
- ✓ 明らかに製錬業者ではない商社などを削除

下記のような場合、一時期SSNであった製錬業者が、非SSNとなるケースがある。

- 製錬業者としての操業を停止
- 他の製錬業者との統合
- 製錬業者でないことが判明

Smelter Look-Upシートに記載のSSNは、CMRT発行時の情報であり、その後、RMIがSSNと認めCID番号を付与するケースあり（RMI HPで確認可能）。その場合でも、本CMRT上は、「Smelter not listed」となる。

### 3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート ー記入要領ー

#### ① CID番号が既知の場合

A列にCID番号を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。

A列にCID番号をコピー＆ペーストすることをお勧めします。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
<p>開始するには</p> <p>オプションA: 製錬業者識別番号が分かる場合は、その番号をA列に入力してください (B列、C列、E列、F列、G列、I列およびJ列は自動入力されます)。D列はグレー表示されます。</p> <p>オプションB: 金属と製錬業者検索名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。 ステップ1.B列で金属を選択 ステップ2.C列のドロップダウンメニューで製錬業者名を選択 (組み合わせが間違っている場合は赤色で表示)</p> <p>オプションC: 金属と製錬業者名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。 ステップ1.B列で金属を選択 ステップ2.Smelter Look-Up (製錬所検索) ドロップダウンで [Smelter Not Listed (製錬業者が表に含まれていない)] を選択し、D列とE列を記入します ステップ3.入手可能なすべての製錬業者情報をH列～Q列に記入します</p> <p>必須項目は (*) で表示。 (1) Smelter Look-up (製錬所検索) が 「Smelter Not Listed (製錬業者が表に含まれていない)」 である場合に必要とされる入力情報</p> <p>注: オプションA, B, Cの組み合わせを使用して、「Smelter List (製錬業者リスト)」を入力することができます。自動入力されたセルは変更しないでください。製錬業者検索タブのエラーはすべて、RMI@responsiblebusiness.orgを使用してRMIに報告してください。</p>									
製錬業者識別番号の入力欄	金属 (*)	Smelter Look-Up (製錬所検索) (*)	製錬所名(1)	製錬業者所在地: 国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元	製錬業者所在地: 番地	製錬業者所在地: 市	製錬施設所在地: 州 / 県
CID001200	Tantalum	NPM Slnet AS		ESTONIA	CID001200	RMI	Silamäe	Ida-Virumaa	

A列にCID番号入力 B, C, E, F, G, I, J列が自動入力される

### 3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート ー記入要領ー

#### ② CID番号が不明の場合

B列で金属を選び、C列で該当製錬所名を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー＆ペーストすることも可能ですが、C列の記載内容が、Smelter Look-up シート内のSmelter Look-up列の内容と完全一致しない場合、SSN（CID番号が存在）であっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

#### ③ C列に選択肢がない（SSNではないSmelter）場合

B列で金属を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に製錬所名、E列に製錬業者所在国名を記載下さい。ここまでが必須ですが、H列～P列も、可能な限り入力して下さい。

#### ④ 特定できていないSmelterがある場合

B列で金属を選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
製錬業者識別 番号の入力	金属 (*)	Smelter Look-Up (製錬所検索) (*)	製錬所名(1)	製錬業者所在地: 国 (*)	製錬業者識別 番号	製錬業者識別 番号の発行国	製錬業者所在地: 番地	製錬業者所在地: 市	製錬施設所在地: 州/県
	Tantalum	Asaka Riken Co., Ltd.		JAPAN	CID000092	RMC		Tamura	Fukushima
	Gold	Smelter not listed	ABCDEF	CANADA		Enter smelter details			
	Tin	Smelter not yet identified		Unknown					

### 3. CMRT記入要領 3.3 Product Listシート -記入要領-

申告範囲又はクラス（Declaration Scope or Class）が、「B. Product (or List of Products)」の場合、  
対象となる製品リストの記載必須

「Declaration（申告）」シートの申告範囲で「製品（又は製品リスト）」レベルを選択した場合のみ記入が必須となります		
 製造者の製品番号(*)	<a href="#">Click here to return to Declaration tab</a>	
	製造者の製品名	備考

製造者の製品番号（必須）：回答対象となる貴社製品の製品番号を記載  
 製造者の製品名：貴社製品名称を記載  
 備考：必要に応じて記載

### 3. CMRT記入要領 3.4 Checkerシート

Declarationシート, Smelter Listシート, Product Listシートに記入後、**記入内容に漏れ**がないかを、Checkerシートで確認下さい。

必須項目	回答	注	該当箇所へのリンク
会社名 (*):	ABCDEF	記入	
申告範囲又はクラス (*):	A. Company	記入	
申告範囲の説明:		記入	
連絡先担当者名 (*):		「申告」タブのD15セルに連絡先担当者名を記入してください	<a href="#">Click here to enter Contact Name</a>
連絡先担当者の電子メール (*):		「申告」タブのD16セルに連絡先担当者の有効な電子メールを記入してください	<a href="#">Click here to enter Email Contact</a>
連絡先担当者の電話番号 (*):	81-3-123-4567	記入	

① Revision Instructions Definitions Declaration Smelter List **Checker** Product List Smelter Look-up

記入完了→  
 ②  
 記入漏れ→

③ 未記入の必須項目があります  
47

- ① Checkerシートを選択し、記入状況を確認する
- ② 緑のハイライトは記入完了、赤のハイライトは記入漏れ
- ③ “未記入の必須項目があります”の値が「0」になれば完成

## 4. RMI ウェブサイト活用方法 – 概要 –

### ◆ RMI Home Page

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

### ◆ 下記等の情報を得ることが可能（2020/5/13時点）

① **CMRT最新版**ダウンロード方法

② **SSN (Standard Smelter Name)**一覧や**認定取得状況**

a. SSNを一括でダウンロード

b. SSNの変更履歴

c. SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters のみをダウンロード

d. Extended Corrective Action Plan(ECAP)対象 Smelterの確認方法

e. Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方

③ **RMAP監査状況**を表す単語の意味

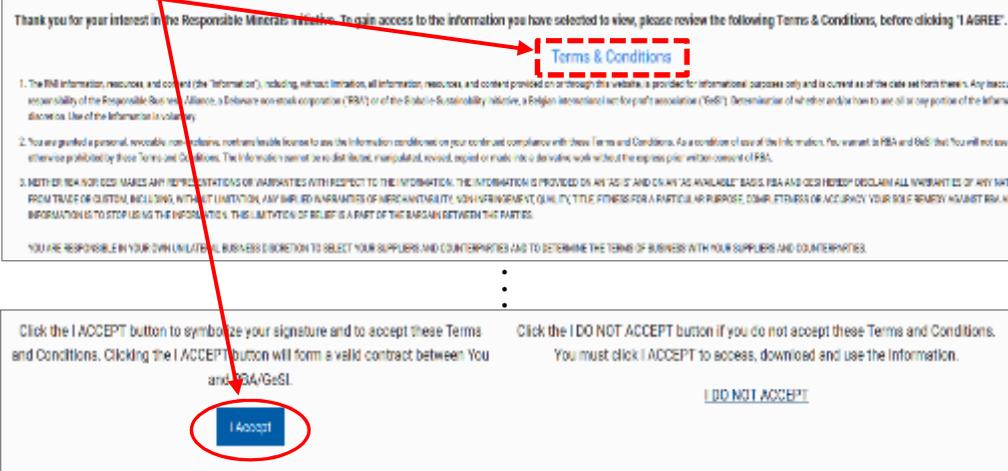
### ◆ 日本語の選択も可能

# 4. RMI ウェブサイト活用方法 - 概要 -



(1) トップページの上段タブから「REPORTING TEMPLATES」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「CMRT」を押す。

(2) 初回のみ「Terms & Conditions」を読み、同意した後、最下段の「I Accept」を押す。



## 4. RMIウェブサイト活用方法 – CMRTダウンロード（簡易法） –



### <CMRTテンプレートの簡単ダウンロード>

トップページを下へスクロールすると現れる  
 「Download the CMRT Template」を押すと、  
 ダウンロードできる頁が開くので、  
 「Download CMRT」を押す。

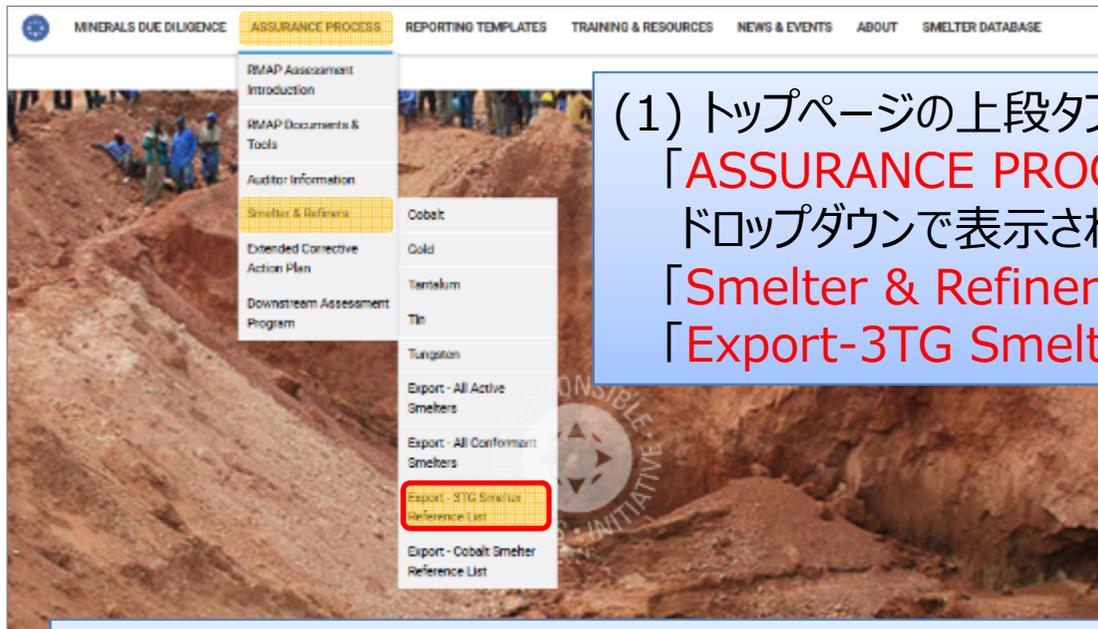
⋮ 下へスクロール

I want to...	
Learn about specific minerals	◦ (特定の鉱物について学ぶ)
Learn about the audit process	◦ (監査プロセスについて学ぶ)
<b>Download the CMRT Template</b>	◦ <b>(CMRTテンプレートをダウンロードする)</b>
Identify my smelters or refiners	◦ (製錬業者または精製所を特定する)
Access training resources	◦ (トレーニングリソースにアクセスする)
Become a member	◦ (会員になる)

## 4. RMIウェブサイト活用方法 - SSN -

### ②SSN一覧と変更履歴

#### ②-a. SSNを一括でダウンロード



(1) トップページの上段タブから「**ASSURANCE PROCESS**」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「**Smelter & Refiners**」を選択し、その下層にある「**Export-3TG Smelter Reference List**」を押す。

(2) 3TG Standard Smelter Listが表示されるので「**Download Data**」を押す。

Export the Smelter Reference List for the CMRT

The following list represents the RMI's latest smelter name / alias information. The presence of a smelter here is NOT a guarantee that it is currently Active or Conformant with the CMRT. Please refer to the RMI [active](#) and [conformant](#) lists for the most current and accurate list of standard smelter names that are Active or Conformant.

**3TG Standard Smelter List**

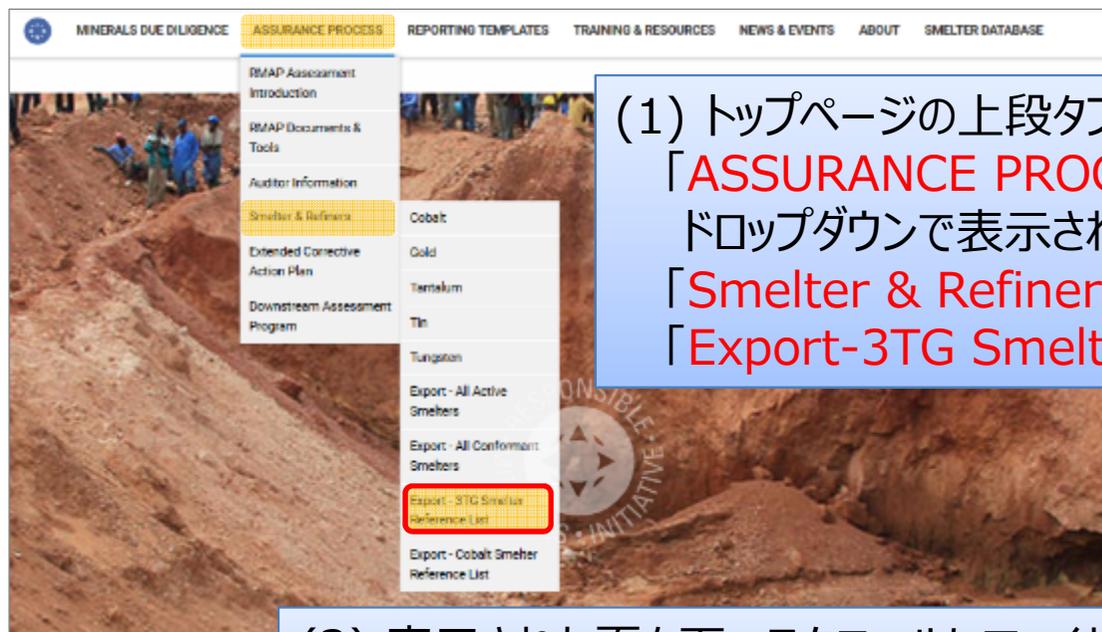
METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Cobalt	0000 K 11 A	0000 K 11 A	ITALY	01000100	Prato	Lombardy
Gold	Abingoe Refiner Metals, LLC	Abingoe Refiner Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	01002700	Fairless Hills	Pennsylvania
Gold	Advanced Chemical Company	Advanced Chemical Company	UNITED STATES OF AMERICA	01000010	Warren	Michigan
Gold	African Gold Refinery	African Gold Refinery	UGANDA	01002100	Erubale	Wakiso

SSNの最新一覧が表示されるが、ConformantかActiveか等の状況は明記されていない。

## 4. RMIウェブサイト活用方法 - SSN -

### ②SSN一覧と変更履歴

#### ②-b. SSNの変更履歴



(1) トップページの上段タブから「**ASSURANCE PROCESS**」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「**Smelter & Refiners**」を選択し、その下層にある「**Export-3TG Smelter Reference List**」を押す。

(2) 表示された頁を下へスクロールしていくと、Revisions Historyが表示されるので「**Download Data**」を押す。

**Revisions History**

Please note that smelters/refiners previously removed from the Standard Smelter List may be added back, once they come back into operation or meet the IMI standards' definition of a smelter again.

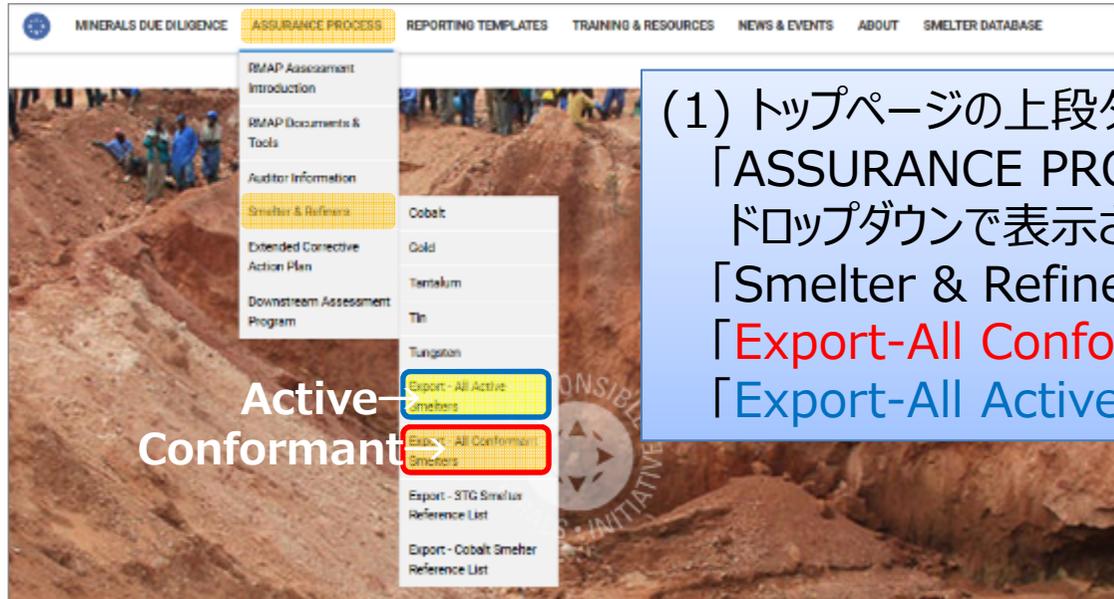
UTPL	SHELTER ID	REVISIONS/SMELTER NAME	COUNTRY	REASON FOR	DATE	REVISION DATE	SHELTER ADDED DATE
Cobalt	CIC000225	Zhejiang Jiaoyu Cobalt Company Limited	CHINA	Name correction	Name changed to reflect legal entity	2010222	07/2010
Tantalum	CIC000701	Yunnan Yunnan Minerals Ltd	CHINA	Name correction	Name changed to reflect legal entity	2010222	07/2010
Cobalt	CIC000230						

変更（削除、修正等）があったSmelterについて、変更理由や変更日が表示されるが、新規にSSNの掲載された日は記載されていない。

# 4. RMIウェブサイト活用方法 - SSN -

## ②SSN一覧と変更履歴

### ②-c SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smeltersのみをダウンロード



(1) トップページの上段タブから「ASSURANCE PROCESS」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「Smelter & Refiners」を選択し、「Export-All Conformant Smelters」または「Export-All Active Smelters」を押す。

(2) 選択したSmelterリストのページが表示されたら「Download Data」を押す。

Conformantリストを選択した場合 →

Export All Conformant Smelters

ID	SSN	STANDARD SMELTER NAME	SMELTER PROVINCE REGION	COUNTRY LOCATION	COMPANY NAME & WEBSITE	LAST ALERT DATE	SMELTER TYPE	REFLECTED BY PROGRAM	STATUS	SIC
1	0000	01000100	PTDI S.E.A.	INDONESIA	PTDI	202307	SMELTER		78	
2	100000	10000000	Nigeria City, Nigeria	NGERIA	LINK	202308	SMELTER			

Activeリストを選択した場合 →

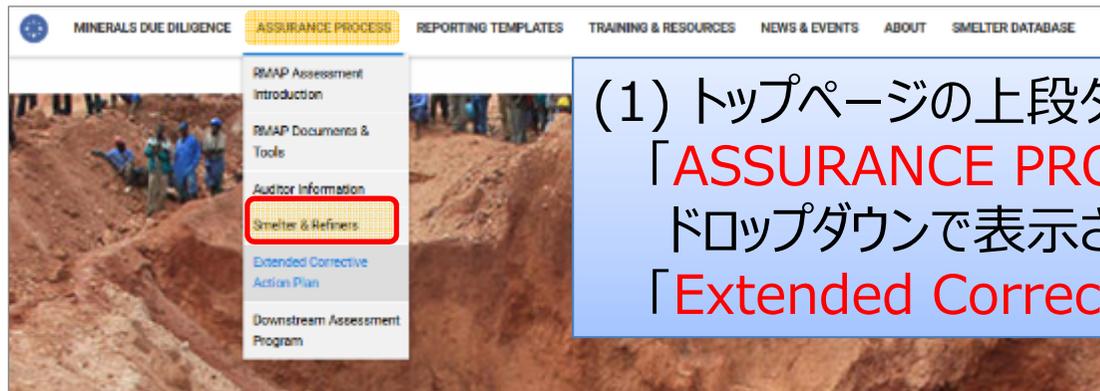
Export All Active Smelters

ID	SMELTER ID	STANDARD SMELTER NAME	SMELTER PROVINCE REGION	COUNTRY LOCATION
1	C0001110	Cebu HighOver Co. Ltd.	Cebu, Philippines	PHILIPPINES
2	C0001104	Cebu HighOver Technology Co. Ltd.	Cebu, Philippines	PHILIPPINES

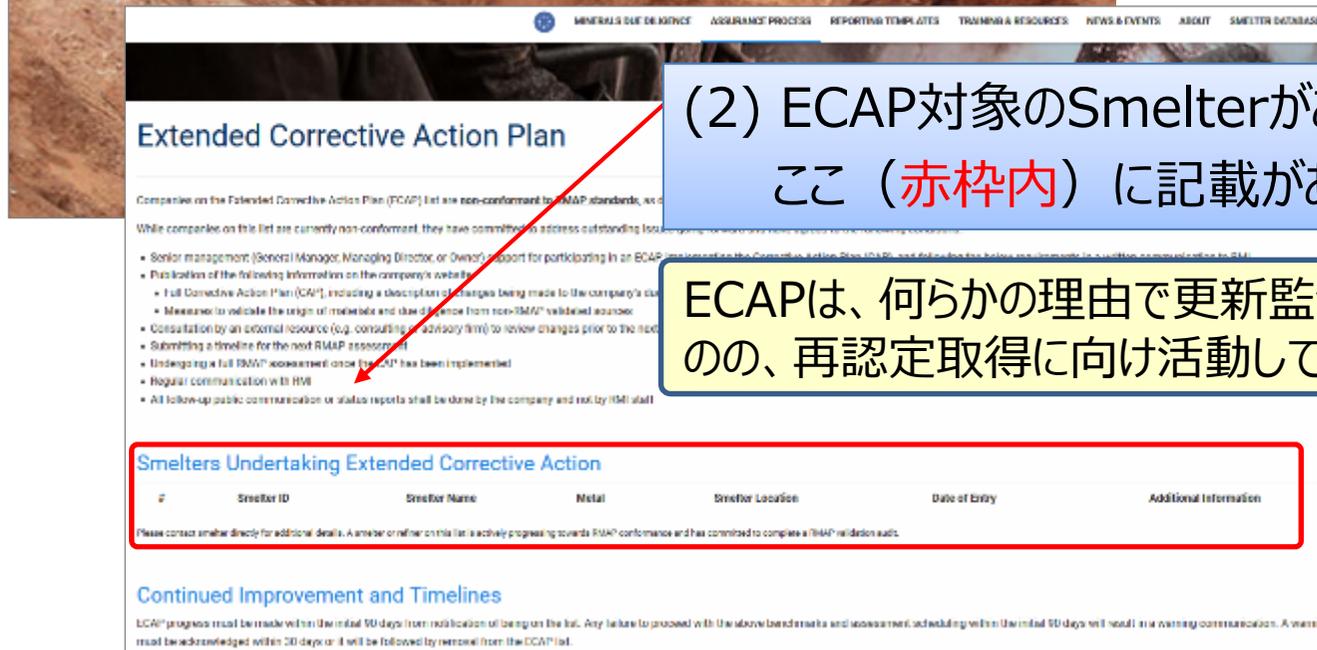
## 4. RMIウェブサイト活用方法 - SSN -

### ②SSN一覧と変更履歴

#### ②-d Extended Corrective Action Plan(ECAP)に登録されているSmelterの確認方法



(1) トップページの上段タブから「**ASSURANCE PROCESS**」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「**Extended Corrective Action Plan**」を押す。



(2) ECAP対象のSmelterがある場合、ここ（赤枠内）に記載がある。

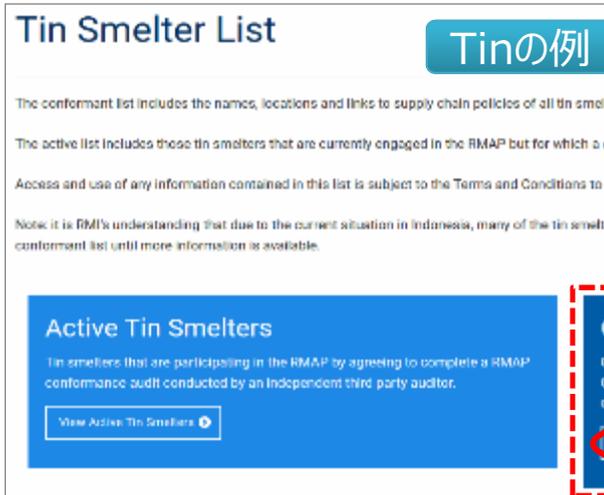
ECAPは、何らかの理由で更新監査落ちしたものの、再認定取得に向け活動している状況。

## 4. RMIウェブサイト活用方法 - 監査基準 -

### ②-e Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方



(1) トップページの上段タブから「**ASSURANCE PROCESS**」を選択し、ドロップダウンで表示されるメニューから「**Smelter & Refiners**」を選択し、確認したい金属を選んで押す。  
(この例では**Tin**を選択)



(2) 表示された頁から「**Conformant Tin Smelters**」内の「**View Conformant Tin Smelters**」を押す。

# 4. RMIウェブサイト活用方法 - 監査基準 -

(3) Smelter一覧が表示されるので、確認したいSmelterの「ASSESSMENT SUMMARY REPORT」の「Link」を押す。

Conformant Tin Smelters Tinの例

SMELTER ID	SMELTER NAME	SMELTER ADDRESS	COUNTRY	ASSESSMENT SUMMARY REPORT	LAST ASSESSMENT DATE
1	CID00292	Nishi	USA	Link	07/2018
2	CID00228	Chengde Yunlong Mining and Metallurgy Co., Ltd	CHINA	Link	7/10/2018
3	CID00180	Chengde Shenghe Metallurgy Co., Ltd	CHINA	Link	12/12/2018

※ Linkがあるものはレポートあり

(4) Linkのファイルを開いたら、「ASSESSMENT OBJECTIVES」を探して記載されている Revision (Year) を確認する。

監査基準  
"2017年"の例

Assessment Period	01/01/2018 - 12/31/2018
Assessment Company	Intertek

ii. **ASSESSMENT OBJECTIVES**

The objective of the assessment is to assess the auditee's level of conformance with the Responsible Minerals Assurance Process *TIN and TANTALUM* Standard of 2017

2017年は  
OECD ANNEX II リスク対応

監査基準  
"2013年"の例

**Assessment Objectives**

The objective of the assessment is to assess the auditee's level of conformance with the Responsible Minerals Assurance Process *TIN and TANTALUM* Standard of 2013

Revision of 21 November 2013

2013年は  
DRC関連の武装勢力リスク対応

## 4. RMIウェブサイト活用方法 - 語彙説明 -

### ③ RMAP (Responsible Minerals Assurance Process) 状況等を表す単語

[www.responsiblemineralsinitiative.org/members/database-field-definitions/](http://www.responsiblemineralsinitiative.org/members/database-field-definitions/)

Status	Description	説明
Conformant	audited and found conformant with the relevant RMAP standard	RMAP適合製錬業者
ECAP	Extended Corrective Action Plan	現在RMAP不適合だが、未解決の問題に対処することを約束している製錬業者
Active	engaged in the program but not yet conformant	RMAP監査中、または監査を受けることを約束している製錬業者
In Communication	not yet active but in communication with RMAP and/or member company	RMAP監査に向けてのコミュニケーションを始めている製錬業者
Outreach Required	outreach needed by RMI member companies to contact entity and encourage their participation in RMAP audit	In communication以前の状態であり、RMAP監査参加を促す必要がある製錬業者
Non-Conformant	audited but found not conformant with the relevant RMAP standard	RMAP不適合製錬業者
Eligible	meets the definition of a smelter / refiner; included in the CMRT Standard Smelter List	製錬業者の定義を満たしており、CMRTの標準製錬業者リストに含まれる
Not Applicable	not eligible for the RMAP	RMAP監査対象外(製錬業者ではない)

# 付録：紛争鉱物調査関連の略語

略語	カテゴリ	英語表記	日本語表記
3TG	調査関連	Tantalum, Tin, Tungsten, Gold	タンタル、錫、タングステン、金
ASM	組織	Artisanal and Small-scale Mining	職人的及び小規模鉱業
CAHRAs	国名/地域	Conflict-Affected and High-Risk Areas	紛争地域および高リスク地域
CCCMC	組織	China Chamber of Commerce for Importers & Exporters for Minerals, Metals & Chemicals	中国五鉱化工業輸出入商会
CI	組織	Cobalt Institute	コバルト インシテイチュート
CMRT	調査関連	Conflict Minerals Reporting Template	RMI発行の紛争鉱物調査帳票
CRT	調査関連	Cobalt Reporting Template	RMI発行のコバルト調査帳票
DD	調査関連	Due Diligence	デュー・ディリジェンス
DFA	法律	Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act	ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法
DRC	国名/地域	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国
ECAP	調査関連	Extended Corrective Action Plan	拡張是正行動計画
GeSI	組織	Global e-Sustainability Initiative	グローバル・eサステナビリティ・イニシアティブ
IPC	組織	Association Connecting Electronics Industries	エレクトロニクス産業をつなぐ協会
iTSCi	組織	IRTI Tin Supply Chain Initiative	ITRI が管理しているTiのサプライチェーン組織
ITU	組織	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
LBMA	組織	London Bullion Market Association	ロンドン貴金属市場協会
LME	組織	The London Metal Exchange	ロンドン金属取引所
LSM	組織	Large-Scale Mining	大規模鉱業
OECD	組織	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFAC	組織	Office of Foreign Assets Control	米国財務省外国資産管理室
RBA	組織	Responsible Business Alliance (changed from EICC)	責任ある企業同盟
RCI	組織	Responsible Cobalt Initiative	責任あるコバルトイニシアチブ
RCOI	調査関連	Reasonable Country of Origin Inquiry	合理的な原産国問合せ
RJC	組織	The Responsible Jewellery Council	責任あるジュエリー協議会
RMAP	調査関連	Responsible Minerals Assurance Process	責任ある鉱物監査プロセス
RMI	組織	Responsible Minerals Initiative	責任ある鉱物イニシアチブ
SDGs	その他	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEC	組織	U.S. Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SOR	調査関連	Smelter or Refiner	製錬所もしくは精製所
SSN	調査関連	Standard Smelter Name	標準製錬業者